

○総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第七条第五号の規定に基づき、特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 ○ ○ ○ ○ ○

周波数の範囲（注1）	使用可能地域	使用可能期間	等価平方輻射電力（注2）	備 考
57.55MHz から 57.95MHz まで	北海道総合通信局管内	令和8年3月31日まで	1W以下	注3
	東北総合通信局管内	令和8年3月31日まで	1W以下	注4
	関東総合通信局管内		1W以下	注5
			25mW以下	注6
	信越総合通信局管内	令和8年3月31日まで	1W以下	注7
	北陸総合通信局管内	令和8年3月31日まで	1W以下	注8
	東海総合通信局管内	令和8年3月31日まで	1W以下	注9
	近畿総合通信局管内	令和8年3月31日まで	1W以下	注10

5795MHz から 5815MHz まで	中国総合通信局管内	令和8年3月31日まで	1W以下	注11
	四国総合通信局管内	令和8年3月31日まで	1W以下	注12
	九州総合通信局管内	令和8年3月31日まで	1W以下	注13
	沖縄総合通信事務所管内	令和8年3月31日まで	1W以下	注14
	北海道総合通信局管内	令和8年3月31日まで	25mW以下	注3
	東北総合通信局管内	令和8年3月31日まで	25mW以下	注4
	関東総合通信局管内	令和8年3月31日まで	25mW以下	注5
	信越総合通信局管内	令和8年3月31日まで	25mW以下	注7
	北陸総合通信局管内	令和8年3月31日まで	25mW以下	注8
	東海総合通信局管内	令和8年3月31日まで	25mW以下	注9
	近畿総合通信局管内	令和8年3月31日まで	25mW以下	注10
	中国総合通信局管内	令和8年3月31日まで	25mW以下	注11
	四国総合通信局管内	令和8年3月31日まで	25mW以下	注12
	九州総合通信局管内	令和8年3月31日まで	25mW以下	注13
沖縄総合通信事務所管内	令和8年3月31日まで	25mW以下	注14	

(注1) 発射する占有周波数帯幅にあるいかなる電波のエネルギーも、当該電波が使用可能な周波数の範囲から逸脱してはならない。

(注2) 空中線電力は、その等価等方輻射電力の値がそれぞれ等価等方輻射電力の欄に掲げる範囲内となるものであること。

(注3) 北海道奥尻郡奥尻町、北海道上川郡東川町、北海道礼文郡礼文町、北海道利尻郡利尻町及び北海道利尻郡利尻富士町並びにそれらの上空に限る。

(注4) 青森県東津軽郡今別町、青森県東津軽郡蓬田村、青森県東津軽郡外ヶ浜町、青森県中津軽郡西目屋村、青森県北津軽郡中泊町、青森県下北郡佐井村、青森県三戸郡新郷村、岩手県岩手郡葛巻町、宮城県牡鹿郡女川町、秋田県北秋田郡上小阿仁村、秋田県山本郡藤里町、秋田県雄勝郡東成瀬村、山形県西村山郡朝日町、山形県西置賜郡白鷹町、福島県伊達郡川俣町、福島県南会津郡下郷町、福島県南会津郡檜枝岐村、福島県南会津郡只見町、福島県南会津郡南会津町、福島県耶麻郡北塩原村、福島県大沼郡三島町、福島県大沼郡金山町、福島県大沼郡昭和村、福島県西白河郡中島村、福島県東白川郡棚倉町、福島県東白川郡矢祭町、福島県東白川郡塙町、福島県東白川郡鮫川村、福島県石川郡石川町、福島県石川郡玉川村、福島県石川郡浅川町、福島県石川郡古殿町、福島県双葉郡川内村、福島県双葉郡葛尾村、福島ロボットテラストフイーランド(福島県南相馬市原町区萱浜 新赤沼 83 南相

馬市復興工業団地内) 及び福島ロボットテラストフイールド浪江町滑走路 (福島県双葉郡浪江町大字棚塩字東赤坂 89 番 浪江町棚塩産業団地内) 並びにそれらの上空に限る。

- (注 5) 茨城県下妻市、茨城県常陸大宮市、茨城県東茨城郡城里町、茨城県久慈郡大子町、茨城県結城郡八千代町、茨城県北相馬郡利根町、栃木県那須烏山市、栃木県芳賀郡益子町、栃木県芳賀郡茂木町、栃木県芳賀郡市貝町、栃木県那須郡那珂川町、群馬県多野郡上野村、群馬県多野郡神流町、群馬県吾妻郡中之条町、群馬県吾妻郡長野原町、群馬県吾妻郡嬭恋村、群馬県吾妻郡草津町、群馬県吾妻郡高山村、群馬県吾妻郡東吾妻町、群馬県利根郡片品村、群馬県邑楽郡千代田町、群馬県邑楽郡大泉町、埼玉県秩父市、埼玉県入間郡越生町、埼玉県秩父郡横瀬町、埼玉県秩父郡皆野町、埼玉県秩父郡長瀨町、埼玉県秩父郡小鹿野町、千葉県勝浦市、千葉県鴨川市、千葉県いすみ市、千葉県香取郡東庄町、千葉県山武郡九十九里町、千葉県長生郡一宮町、千葉県長生郡睦沢町、千葉県長生郡長生村、千葉県長生郡白子町、千葉県夷隅郡大多喜町、千葉県夷隅郡御宿町、東京都小平市、東京都東村山市、東京都東大和市、東京都西多摩郡檜原村、東京都大島町、東京都利島村、東京都新島村、東京都神津島村、東京都三宅村、東京都八丈町、東京都青ヶ島村、東京都小笠原村、神奈川県川崎市麻生区、神奈川県愛甲郡清川村及び山梨県南都留郡道志村並びにそれらの上空に限る。

(注6) 横須賀リサーチパーク（神奈川県横須賀市光の丘）及びその上空に限る。

(注7) 新潟県佐渡市、新潟県南蒲原郡田上町、新潟県中魚沼郡津南町、新潟県岩船郡栗島浦村、長野県南佐久郡川上村、長野県南佐久郡南牧村、長野県南佐久郡南相木村、長野県南佐久郡北相木村、長野県小県郡青木村、長野県下伊那郡阿南町、長野県下伊那郡壳木村、長野県下伊那郡大鹿村、長野県木曾郡王滝村、長野県東筑摩郡朝日村、長野県北安曇郡松川村、長野県北安曇郡白馬村、長野県北安曇郡小谷村、長野県上高井郡高山村、長野県下高井郡山ノ内町、長野県下高井郡木島平村、長野県下高井郡野沢温泉村、長野県上水内郡小川村及び長野県下水内郡栄村並びにそれらの上空に限る。

(注8) 石川県珠洲市、石川県河北郡内灘町、石川県鳳珠郡能登町、福井県丹生郡越前町及び加賀市生水展望広場（石川県加賀市山中温泉生水町）並びにそれらの上空に限る。

(注9) 岐阜県揖斐郡池田町、岐阜県加茂郡東白川村、静岡県伊東市、静岡県御前崎市、静岡県賀茂郡東伊豆町、静岡県賀茂郡南伊豆町、静岡県賀茂郡松崎町、静岡県賀茂郡西伊豆町、静岡県榛原郡川根本町、愛知県知多郡美浜町、愛知県北設楽郡豊根村、三重県志摩市及び三重県度会郡南伊勢町並びにそれらの上空に限る。

(注10) 京都府京都市北区、京都府京都市上京区、京都府綴喜郡宇治田原町、京都府与謝郡伊根町、大阪府河内長野市、大阪府豊能郡能勢町、大阪府南河内郡千早赤阪村、奈良県宇陀郡

曾爾村、奈良県宇陀郡御杖村、奈良県吉野郡吉野町、奈良県吉野郡下市町、奈良県吉野郡黒滝村、奈良県吉野郡天川村、奈良県吉野郡野迫川村、奈良県吉野郡十津川村、奈良県吉野郡下北山村、奈良県吉野郡上北山村、奈良県吉野郡川上村、奈良県吉野郡東吉野村、和歌山県海草郡紀美野町、和歌山県伊都郡高野町及び和歌山県東牟婁郡北山村並びにそれらの上空に限る。

(注 11) 鳥取県境港市、鳥取県東伯郡三朝町、島根県邑智郡川本町、島根県隠岐郡海士町、島根県隠岐郡西ノ島町、島根県隠岐郡知夫村、島根県隠岐郡隠岐の島町、岡山県真庭郡新庄村、広島県豊田郡大崎上島町及び山口県熊毛郡上関町並びにそれらの上空に限る。

(注 12) 徳島県勝浦郡勝浦町、徳島県勝浦郡上勝町、徳島県名東郡佐那河内村、徳島県那賀郡那賀町、香川県小豆郡土庄町、香川県小豆郡小豆島町、愛媛県西宇和郡伊方町、愛媛県北宇和郡松野町、愛媛県北宇和郡鬼北町、高知県土佐清水市、高知県安芸郡馬路村、高知県土佐郡土佐町、高知県土佐郡大川村、高知県高岡郡樽原町、高知県高岡郡津野町及び高知県幡多郡大月町並びにそれらの上空に限る。

(注 13) 福岡県遠賀郡芦屋町、福岡県鞍手郡小竹町、福岡県嘉穂郡桂川町、福岡県朝倉郡東峰村、福岡県田川郡添田町、福岡県田川郡川崎町、福岡県田川郡大任町、福岡県田川郡赤村、佐賀県鹿島市、佐賀県東松浦郡玄海町、佐賀県藤津郡太良町、長崎県平戸市、長崎県

対馬市、長崎県苅岐市、長崎県五島市、長崎県北松浦郡小値賀町、長崎県南松浦郡新上五島町、熊本県天草市、熊本県阿蘇郡南小国町、熊本県阿蘇郡小国町、熊本県阿蘇郡高森町、熊本県球磨郡多良木町、熊本県球磨郡湯前町、熊本県球磨郡水上村、熊本県球磨郡球磨村、熊本県球磨郡あさぎり町、熊本県天草郡苓北町、大分県国東市、大分県国東郡姫島村、宮崎県東諸県郡綾町、宮崎県児湯郡西米良村、宮崎県東臼杵郡諸塚村、宮崎県東臼杵郡椎葉村、鹿児島県伊佐市、鹿児島県鹿児島郡三島村、鹿児島県鹿児島郡十島村、鹿児島県薩摩郡さつま町、鹿児島県出水郡長島町、鹿児島県肝属郡錦江町、鹿児島県肝属郡南大隅町、鹿児島県熊毛郡屋久島町、鹿児島県大島郡大和村、鹿児島県大島郡喜界町、鹿児島県大島郡徳之島町、鹿児島県大島郡天城町、鹿児島県大島郡伊仙町、鹿児島県大島郡和泊町、鹿児島県大島郡知名町、鹿児島県大島郡与論町及び大分県産業科学技術センター（大分県大分市高江西1丁目4361-10）並びにそれらの上空に限る。

(注 14) 沖縄県石垣市、沖縄県宮古島市、沖縄県国頭郡今帰仁村、沖縄県国頭郡本部町、沖縄県国頭郡伊江村、沖縄県島尻郡渡嘉敷村、沖縄県島尻郡座間味村、沖縄県島尻郡粟国村、沖縄県島尻郡渡名喜村、沖縄県島尻郡南大東村、沖縄県島尻郡北大東村、沖縄県島尻郡伊平屋村、沖縄県島尻郡伊是名村、沖縄県島尻郡久米島町、沖縄県宮古郡多良間村、沖縄県八重山郡竹富町及び沖縄県八重山郡与那国町並びにそれらの上空に限る。